

## ○平群町児童生徒就学援助要綱

(平成 17 年 9 月 1 日教委要綱第 3 号)

改正 平成 18 年 3 月 3 日教委要綱第 1 号 平成 18 年 6 月 1 日教委要綱第 3 号

平成 20 年 5 月 23 日教委要綱第 6 号 平成 27 年 3 月 16 日教委要綱第 3 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)第 3 条第 2 項並びに学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 25 条及び第 40 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童又は生徒 平群町に住所を有し、かつ、国若しくは地方公共団体が設置した小学校又は中学校に在学している者をいう。
- (2) 保護者 児童又は生徒を保護する者をいう。
- (3) 町立学校 平群町立の小学校又は中学校をいう。

### (対象者)

第 3 条 就学援助を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者であって、教育長が認定した者とする。ただし、平群町以外の地方公共団体から就学援助を受けている者を除く。

- (1) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
- (2) 次のいずれかに該当し、教育長が前号に規定する者に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者(以下「準要保護者」という。)

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 26 条に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項に基づく町民税の非課税

イ 生活保護法第8条の規定により厚生労働大臣が定める基準をもとに、教育長が定める基準額を下回る者

ウ その他、教育長が特に就学援助の必要があると認める者

(就学援助費)

第4条 就学援助の項目は、別表のとおりとする。ただし、要保護者が受けることができる就学援助の項目は、別表の第2項、第3項第7項及び第8項とする。

2 前項別表に定める項目に係る就学援助の額は、会計年度毎に教育長が別に定める。

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、学校長を経て教育長に対し、就学援助の申請を行わなければならない。ただし、町立学校以外の学校に在学している児童又は生徒に係る就学援助の申請については、この限りでない。

2 前項の申請に必要な関係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 就学援助申請書兼委任状

(審査及び通知)

第6条 教育長は、前条の申請を受理したときは、遅滞なく審査を行い、就学援助の認定の可否を決するとともに、その結果を速やかに申請者に通知する。

2 教育長は、前項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3 教育長は、第1項の審査に必要があると認めるときは、申請者の承諾を得て、当該申請者の就学援助の対象者としての資格に関する事項を、官公署及び各地区担当の民生児童委員に照会することができる。

4 教育長は、第1項の審査により申請者に係る就学援助の認定の可否を決したときは、学校長を通じて、当該申請者に認定の可否を通知する。ただし、当該申請者の児童又は生徒が町立学校以外の学校に在学しているときは、この限りでない。

(認定期間)

第7条 前条の規定により就学援助の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)が就学援助を受けることができる期間(以下「認定期間」という。)は、次の各号のいずれかの期間とする。

- (1) 被認定者が6月30日までに教育長に対し、第5条の申請を行ったときは、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。ただし、7月1日以降に第5条の申請を行ったときは、就学援助の申請した翌月から翌年の3月31日までの期間とする。
- (2) 年度途中において第3条に規定する対象者となった者が、第5条の申請を行ったときは、就学援助の申請をした日から翌年の3月31日までの期間とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、当該年度に限って開始日を変更することができる。

(就学援助費の支給及び委任)

第8条 町長は、被認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて第4条に規定する就学援助費を支給する。

- 2 町長は、就学援助費の支給を、当該被認定者の児童又は生徒が在籍する学校の学校長を通じて行うことができる。
- 3 学校長は、被認定者からの委任状により、当該被認定者の就学援助費の請求、受領及び執行を行うことができる。

(異動)

第9条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、教育長に当該事項を届け出なければならない。

- (1) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 就学援助を必要としなくなったとき。
- (3) 前年度の所得に関し、修正申告を行ったとき。

(取消し)

第10条 教育長は、次の各号に掲げる場合、第7条に規定する認定期間中であっても被認定者に該当する者でなくなった日をもって就学援助の取消しを決定する。

- (1) 被認定者の児童又は生徒が死亡したとき。
- (2) 被認定者の児童又は生徒が転校したとき。
- (3) その他、教育長が就学援助の認定の取消しを必要と認めたとき。

(返還)

第11条 教育長は、当該被認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、援助費の全部又は一部の返還を当該被認定者に命ずることができる。

- (1) 当該被認定者が当該取消しに係る部分に関し、既に援助費を受給しているとき。
  - (2) 当該被認定者が偽り、その他不正な手段により援助費を受給しているとき。
  - (3) 教育長が、その他特別な事由があると認めたとき。
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月3日教委要綱第1号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月1日教委要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年5月23日教委要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月16日教委要綱第3号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

項	就学援助の項目	定義
1	学用品費等	<p>ア 学用品費            児童又は生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習教材費を含む。)の購入費</p> <p>イ 通学用品費            児童又は生徒(新入学児童生徒学用品費等を受給する児童又は生徒を除く。)が通常必要とする通学用品の購入費</p>
2	校外活動	児童又は生徒が校外活動に参加するために直接必要な交通費及

	費	び見学科
3	修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行(小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。)に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
4	新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品の購入費
5	学校給食費	児童又は生徒の学校給食に要する経費
6	医療費	学校保健法施行令(昭和33年政令第174号)第7条に定める疾病の治療に要する経費。ただし、他の法律規則に定める扶助により当該医療費の助成を受ける場合を除く。
7	共済掛金	児童又は生徒の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る共済掛金
8	学童保育に係る経費	保育料、おやつ代及び教材費